

柏市公設総合地方卸売市場業務条例の一部改正に係る
関係法令及び条項（抜粋）

卸売市場法（昭和46年4月3日 法律第35号）

（開設の許可）

第55条 地方卸売市場を開設しようとする者は、都道府県の条例で定めるところにより、市場ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。

（許可の申請）

第56条 前条の許可を受けようとする者は、業務規程及び事業計画を定め、これを申請書に添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の業務規程には、地方卸売市場の位置及び面積、取扱品目その他の都道府県の条例で定める事項を定めなければならない。

3 省略

（許可の基準）

第57条 都道府県知事は、第55条の許可の申請が次の各号の一に該当するときは、同条の許可をしてはならない。

1 から4まで 省略

5 業務規程の内容が法令（この章の規定に基づく都道府県の条例を含む。）に違反するとき。

6 及び7 省略

2 省略

（業務規程の変更）

第64条 開設者は、業務規程を変更しようとするときは、都道府県の条例で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 第57条第1項（業務規程に係る部分に限る。）の規定は、前項の承認について準用する。

千葉県卸売市場条例（昭和46年12月25日 条例第69号）

（業務規程及び事業計画）

第3条 法第56条第2項の規定により業務規程に定めなければならない事項は、少なくとも次の各号に掲げる事項とする。

- 1 地方卸売市場の名称，位置及び面積
- 2 取扱品目
- 3 開場の期日及び時間
- 4 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法（委託手数料に関する事項にあっては，規則で定めるもの）
- 5 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法
- 6 卸売の業務を行う者に関する事項
- 7 卸売の業務を行う者以外の関係事業者に関する事項
- 8 施設の使用料
- 9 前各号に掲げるもののほか規則で定める事項

2 省略

（業務規程等の変更）

第22条 法第64条の承認（規則で定める軽微な変更に係るものを除く。）を受けようとする者は，変更に係る事項及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 開設者は，第3条第1項第3号から第7号までに掲げる事項の変更に係る前項の承認を申請しようとするときは，規則で定めるところにより選定した卸売業者，仲卸業者，買受人その他の利害関係者の意見を聴かなければならない。ただし，次条第1項の市場取引委員会の意見を聴いたときは，この限りでない。

3 省略

（市場取引委員会）

第23条 開設者は，地方卸売市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため，卸売業者，仲卸業者，買受人その他の利害関係者及び学識経験のある者で組織する委員会その他の合議制の機関（以下「市場取引委員会」という。）を置くことができる。

- 2 市場取引委員会は，業務規程の変更（第3条第1項第3号から

第7号までに掲げる事項の変更に限る。)に関し、及び当該地方卸売市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、開設者に対して意見を述べることができる。

千葉県卸売市場条例施行規則

(昭和46年12月28日 規則第104号)

(業務規程及び事業計画)

第3条 条例第3条第1項第4号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 1 委託手数料の徴収の方法に関する事項
- 2 委託手数料の額の決定に関する事項
- 3 委託手数料の額の周知に関する事項

(注 2及び3号については、平成21年4月1日から施行)

2 条例第3条第1項第9号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 1 市場秩序の保持に関すること。
- 2 清潔の保持に関すること。
- 3 関係事業者の報告及び資料の提出に関すること。
- 4 市場施設管理に関すること。
- 5 関係規程の制定に関すること。

3 省略

(業務規程等の変更)

第18条 条例第22条第1項の申請書の様式は、別記第25号様式とする。

2 条例第22条第1項の規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更とする。

- 1 地方卸売市場の面積の変更のうち、市場ごとに、その面積の10パーセント以内を増減するもの
- 2 卸売業者又は仲卸業者の預託すべき保証金の額として定める金額の10パーセント以内を増減するもの
- 3 卸売業者、仲卸業者等が市場内で使用する用地、建物その他施設に係る施設使用料をその10パーセントを超えて増減する

もの以外のもの

4 附属営業人に関すること。

3 条例第22条第2項の規定により意見を聴くべき利害関係者の選定は、意見を述べることについて正当な理由を有する者のうちから開設者が指名することにより行うものとする。

4 省略

第25号様式（第18条第1項）

（様式サイズA4）

地方卸売市場業務規程変更承認申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては名称
および代表者氏名 〕

地方卸売市場の業務規程を変更したいので、卸売市場法第64条の規定により、承認されたく次のとおり申請します。

1 変更事項

2 変更理由

3 意見聴取の状況

(1) 聴取の相手方の区分

(2) 聴取年月日 年 月 日～ 年 月 日

備考 添付書類として変更部分に係る変更前と変更後を対比できる書類を添付すること。